

諏訪市公営企業告示第 19 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定により公共下水道の供用及び処理開始を次のとおり告示し、これを表示した図面を一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 24 日

諏訪市公営企業管理者

諏訪市長 金子 ゆかり

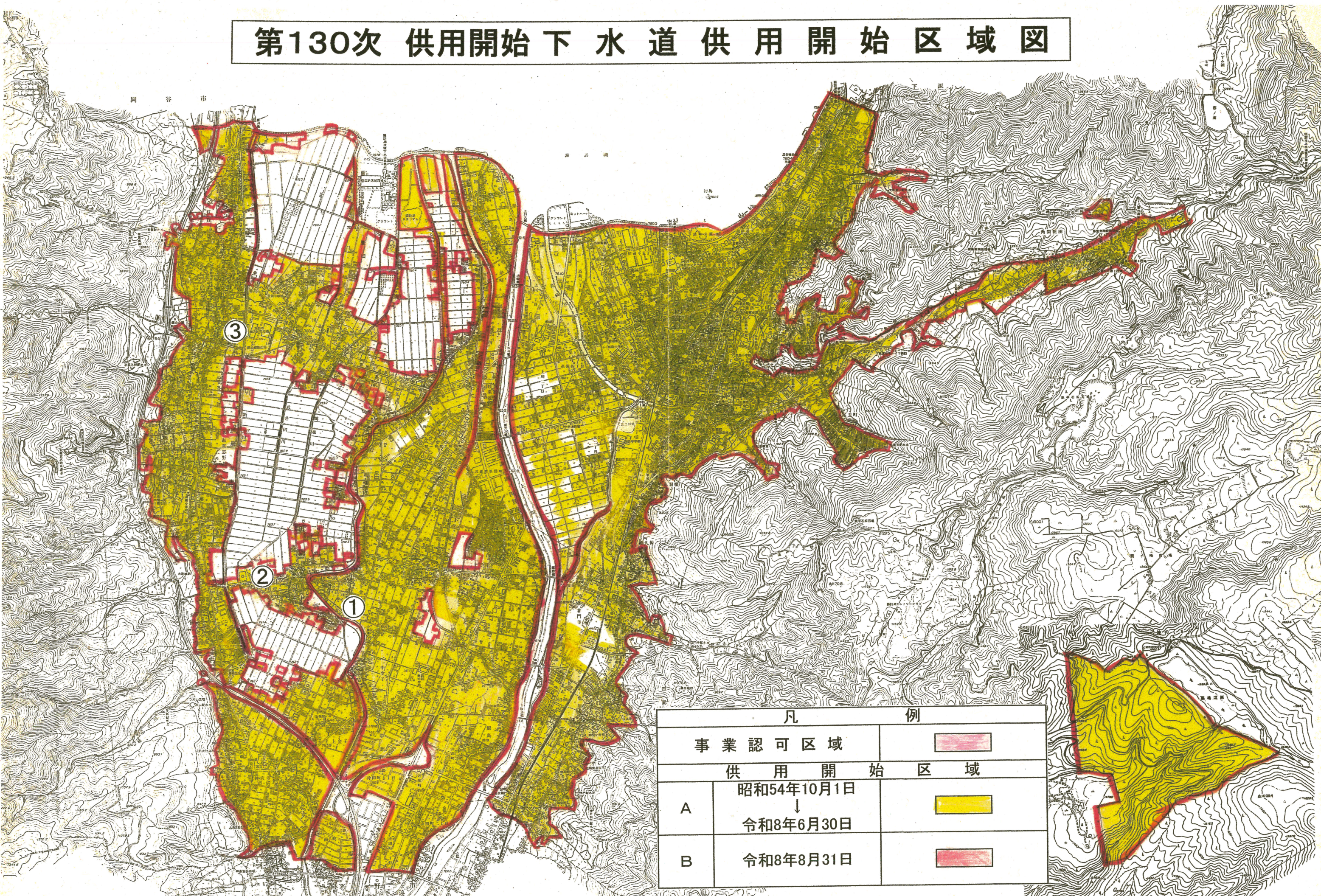
記

- 1 供用及び処理開始年月日
令和 8 年 8 月 31 日
- 2 供用及び処理を開始する区域
別紙 1 に記載する区域
- 3 供用及び処理開始をする排除施設の排除の方式
分流式 汚水
- 4 供用及び処理開始をする施設の位置
(1) 終末処理場の位置及び名称
諏訪市大字豊田湖畔 1866 番地 1
諏訪湖流域下水道終末処理場
(2) 排水施設の位置
別紙 2 のとおり
- 5 縦覧期間
令和 8 年 8 月 24 日から
令和 8 年 9 月 7 日まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 7 縦覧場所
諏訪市役所 建設水道部水道課下水道係

図面No	処理分区	町 名	面積(ha)	延長(m)	件数	件数内訳								
						家屋	アパート(件・部屋)		兼用住宅	店舗	工場	事務所	公民館	その他
1	13	中洲下金子	0.03	0.00	0									
2	17-5	湖南田辺	0.03	0.00	1	1								
3	19	湖南北真志野	0.06	0.00	1						1			
計			0.12	0.00	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0

第130次 供用開始下水道供用開始区域図



凡 例	
事業認可区域	
供 用 開 始 区 域	
A	昭和54年10月1日 ↓ 令和8年6月30日 
B	令和8年8月31日 